

平成27年度 事業計画書

1. 基本方針

本会は、作業現場における労働衛生の向上に寄与することを基本理念として、昭和47年に設立されました。

この基本理念に従って、作業者の健康の維持増進、職業性疾病の防止、作業環境の改善、労働衛生知識の普及などを目標として、公益性の高い事業を実施してきました。

具体的には、労働安全衛生法に定める特殊健康診断、作業環境測定法に定める作業環境測定、国家資格である作業環境測定士の登録講習および臨床検査技師法に定める代謝物やサンプルの分析を主要事業として展開しています。

その他、公益社団法人日本産業衛生学会の研修施設として登録しており、産業医の単位認定講習を開催したり、研修医の研修受け入れ機関となるなど、公衆衛生医学の専門家の育成に貢献するとともに、労働衛生関係機関において講演するなど、労働衛生専門家の育成に貢献しています。

また、公益社団法人日本産業衛生学会や公益社団法人日本作業環境測定協会において研究発表するなど、活発な研究活動を行い、職員の技術と知識の向上を図っています。

今年度は、長年実施してきたこれらの事業を継続するという基本方針に変更はないが、以下に示す施策を重点的に実施することにより、本会の事業基盤をより安定したものにするとともに、作業現場における労働衛生をより一層向上させることに貢献していく方針である。

2. 重点施策

(1) 特殊健康診断部門

- ・不足する検査機器については、計画的に購入し、本会の事業基盤の整備を図る。

経過年数の長い検査機器については、整備点検を綿密に行い、分析精度の向上に努める。

- ・分析技術向上のため、外部機関とクロスチェック（精度管理試験）を行うとともに、外部講師による講習会等に参加させる。
- ・厚生労働省が行う労働衛生・健康管理に関する事業（福島原発緊急作業従事者健康相談事業他）に参加する。
- ・大阪医科大学公衆衛生学教室との連携を強化し、産業の現場と学術研究の部門が協同することにより、診断技術の向上、労働衛生研究の進捗に貢献する。

（２）作業環境測定部門

- ・産業の現場において長年作業環境測定を行い、様々な経験を重ねることにより、多くの知見と高い測定技術を有している職員が多い。このような技術者を登録講習の講師に採用し、その知見と技術を受講生に伝えることにより、講習内容の充実と測定技術の伝承を図る。
- ・作業環境測定機器の整備点検を綿密におこなうとともに、外部研修に参加することにより、測定技術の向上に努める。
- ・厚生労働省が行う「化学物質のリスク評価推進事業」に参加し、個人暴露調査を実施する。この調査を通じて、作業現場における化学物質のリスク評価を行い、作業環境の改善に貢献する。
- ・職員の高齢化に備え、新入職員の採用に努め、事業の継続と技術の継承を図る。

（３）登録講習部門

- ・受講希望者が、受講したい講習の申込状況をホームページから分るようにするなど、受講希望者の利便性を図る。

- ・講師の人事を刷新し、作業環境測定士としての実務経験が豊富な人、労働衛生コンサルタントとしての業績が豊富な人、産業医としての業績が高い人など優秀な人材を新たに採用し、講習内容の充実を図る。
- ・講習室の建物が手狭で老朽化しているので、事務所の移転に合わせて広い講習室を確保し、受講者の利便性を図る。

(4) 共通事項

- ・事業所建物が手狭で老朽化しているため、施設移転積立資金を積み立て、昨年度は施設移転検討委員会を設置するなど、計画的に施設移転を検討してきた。
今年度は、第2段階として事務所の移転先を検索するなど施設移転を具体化させる。
- ・事務所の建物と設備を刷新することにより、将来に向けて事業基盤の安定化と財政基盤の改善を図る。
- ・事務所のOA化を推進し、業務のさらなる簡素化、省力化を図る。
- ・特殊健康診断及び作業環境測定に関する研究・技術開発を行い、公益社団法人日本産業衛生学会や公益社団法人日本作業環境測定協会において研究発表をする。
- ・労働衛生全般にわたる指導援助・相談業務を行う。
- ・労働衛生・作業環境測定に関する資料の配布・情報の提供を行う。

以 上